

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成23年12月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第58号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
略			略		
7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的 (1)及び(2) 略 (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号） <u>第24条の規定により作成された関連事業計画に基づいて行うものであること。</u> (4)及び(5) 略	移転建築物等の所在する市町村の区域	移転建築物等と同一の用途の建築物等（敷地の面積及び延床面積が、 <u>移転建築物等の敷地の面積及び延床面積の、それぞれ1.5倍を超えないものに限る。</u> ）	7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的 (1)及び(2) 略 (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号） <u>第24条第4項の規定により公表された関連事業計画に基づいて行うものであること。</u> (4)及び(5) 略	移転建築物等の所在する市町村の区域	移転建築物等と同一の用途の建築物等（敷地の面積及び延床面積が、 <u>移転建築物等の敷地の面積及び延床面積の、それぞれ1.5倍を超えないものに限る。</u> ）
略			略		

(鳥取県旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県旅館業法施行条例（昭和33年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(清純な施設環境を保持すべき施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15条の6第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(清純な施設環境を保持すべき施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第16条第4項</u>に規定する公共職業能力開発施設</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

(鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正)

第3条 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例(昭和44年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。) <u>第16条第3項</u>の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校(以下「専門校」という。)の位置、名称その他専門校の運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。) <u>第16条第4項</u>の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校(以下「専門校」という。)の位置、名称その他専門校の運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。